

“グリーン・クラブ（園芸委員会）” 会則

(名 称)

第1条 この会は、グリーン・クラブ”と称する。

(目 的)

第2条 この会は、市川ハイツ管理組合の理事会の下に、当ハイツの共有地（専用使用種のある共有地を除く。）に植生する草花及び樹木を管理組合と共に育成、管理し、住民の住環境の質的向上と美化に努め、併せて組合員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 長中期的な庭園整備・維持計画(案)の策定及び関連する所要経費(案)の算定
- (2) 年間事業実施計画(案)の策定及び関連する経費(案)の算定
- (3) 年間事業実施に必要とする備品及び消耗品整備計画(案)及び当該備品、消耗品整備に係わる所要経費(案)の算定
- (4) 前各号に係わる業務実施計画(案)及び関係予算(案)の理事会への提出
- (5) 園芸業者との調整、実施事業に関連する施工業者の情報収集、理事会への施工業者情報の提供及び契約締結依頼、契約後の当該業務の監督、検査及び所要経費の理事会への支払請求ならびに監査依頼
- (6) 会員の特長とする事項に関する研究発表会及び討論会
- (7) その他業務運営及び実施上、必要とする事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、次の会員をもって組織する。

- (1) 当ハイツ管理組合員のうち草花、樹木に興味を持ち、若しくはこれ等に係わる趣味等を有する者で、入会を希望する者
- (2) 理事会のA棟・B棟の環境担当理事及び事業に関連する理事
- (3) 美建の従業員

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 幹 事 四名

(役員 の 選 任)

第6条 会長は、本会の総会において会員の中から選任する。

- 2 幹事は、会長の指名及び会員の推薦による。

(役員 の 職 務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、総務、企画、実施計画の策定及び経費の積算等、会の事務を分担して処理する。

(役員 の 任 期)

第8条 役員任期は、1月1日から翌年の12月31日までの2年とする。

ただし、重任を妨げない。

(顧問)

- 第9条 会長は、事業等の必要に応じて顧問を委嘱することができる。
2 顧問は、会長の諮問に基づいて当該諮問事業を専門に担当処理する。

(入会)

- 第10条 入会を希望する者は、会員に申し込み会長の承認を得るものとする。

(退会)

- 第11条 会員は、書面による申し出により退会することができる。

(総会)

- 第12条 本会の総会は、年1回開催する。
2 この会の運営に係わる業務実施計画(案)及び所要経費算定(案)の決定及び会則の変更は、すべて総会出席者(委任状提出者を含む。)の合意によって決定する。
3 業務実施計画(案)及び同計画に関わる所要経費算定(案)は、本会総会で決定後、速やかに理事会に申請する。会則の変更に係る事項は、事後、理事会に報告する。

(例会)

- 第13条 事業実施に関わる例会は、月1回を標準とするが実施時期及び日時は、事業計画策定時に定める。
2 委員長は、必要があると思われる時は、その都度委員会を開催することが出来る。
3 幹事は、事業の実施に際して例会を開催する必要があると判断したときは、会長の承認を得て、会を開催することが出来る。

(会計)

- 第14条 この会の定常的経費及び事業実施に必要な経費は、管理組合の総会で承認された当該計画事項の経費枠の範囲内とする。
2 大規模な事業を実施する場合は、改めて実施計画(案)を策定し、理事会へ提出して管理組合の総会の承認を得て実施する。
3 事業の実施に係わるすべての契約、支払及び監査の各業務は、理事会の権能に属し、それに委託する。
4 理事会への事業実施報告及び概況説明は、会長もしくは会長の指定する者が実施する。

(雑則)

- 第15条 本会の事業を実施するに際して、可能な限り理事会ニュースに合わせて組合員に事業の実施概況及び協力支援依頼事項を周知・連絡するものとする。特に必要のある場合は、会独自で広報紙を作成して、住人に周知・徹底を図るものとする。
2 東南及び南西の底に関連する作業を実施するに際しては、関連する一階居住者に対する連絡通報に留意する。

付則

この会則は、平成21年3月28日から施行する。